

令和5年度

教育要覧

広島市教育委員会

目次

第1章 教育行財政

I 教育行政

1	教育委員会の概要	1
2	教育委員会の組織図	2
3	広島らしい新しい教育の推進	3
4	広島市教育大綱	13
5	広島市教育振興基本計画	13

II	教育財政	14
----	------	----

第2章 学校教育

I 学校教育の重点

1	幼稚園教育	15
2	小学校教育	15
3	中学校教育	20
4	高等学校教育	25
5	中等教育学校教育	28
6	特別支援教育	29
7	進路指導	30
8	国際理解教育	30
9	環境教育	30
10	情報教育	31
11	学校図書館教育	31
12	文化芸術活動の充実	32
13	道徳教育	32
14	人権教育	33
15	平和教育	33

II 学校保健・体育

1	体育・スポーツ活動の充実	34
2	保健・安全教育の充実	36

III	学校給食	39
-----	------	----

IV 学校の管理運営

1	学校の休業日、授業料・受講料、聴講料、入学者選抜料、入学金	41
2	指定学校変更許可基準	42

V	就学援助	43
---	------	----

VI	私立学校への助成	44
----	----------	----

目次

第3章 青少年の育成・成長支援

I 家庭・学校・地域社会における青少年の育成・成長支援の推進

- 1 青少年をはぐくむ地域づくりの推進 ----- 45
- 2 子どもの遊び場と居場所づくりの推進 ----- 46

II 青少年問題の解決に向けた取組の推進

- 1 不登校児童生徒数・いじめの認知件数 ----- 49
- 2 いじめに関する総合対策 ----- 49
- 3 総合的な相談体制の整備・充実 ----- 50
- 4 児童生徒への支援・居場所づくり ----- 51
- 5 家庭・学校・地域社会が連携した取組の推進 ----- 52
- 6 ひきこもりがちな青少年への支援 ----- 53

III 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

- 1 非行少年の検挙・補導状況 ----- 54
- 2 「少年サポートセンターひろしま」の運営 ----- 54

IV 青少年の自己実現と社会の担い手づくりにつながる社会参加活動の推進

- 1 協働の理念に基づくまちづくり活動の推進 ----- 56
- 2 青少年の多様な社会参加の推進 ----- 56

資料編

- 1 第6次広島市基本計画（抜粋）
- 2 広島市教育大綱
- 3 広島市立学校一覧
- 4 広島市立学校園児・児童・生徒数
- 5 広島市立中学校・高等学校卒業生の進路状況
- 6 広島市立学校教職員数等
- 7 学校保健統計
- 8 記録会最高記録一覧

I 教育行政

1 教育委員会の概要

教育委員会は教育長及び委員からなる合議制の機関で、広島市教育委員会は教育長及び5人の委員で構成されている。教育長及び委員は市長が市議会の同意を得て任命する。

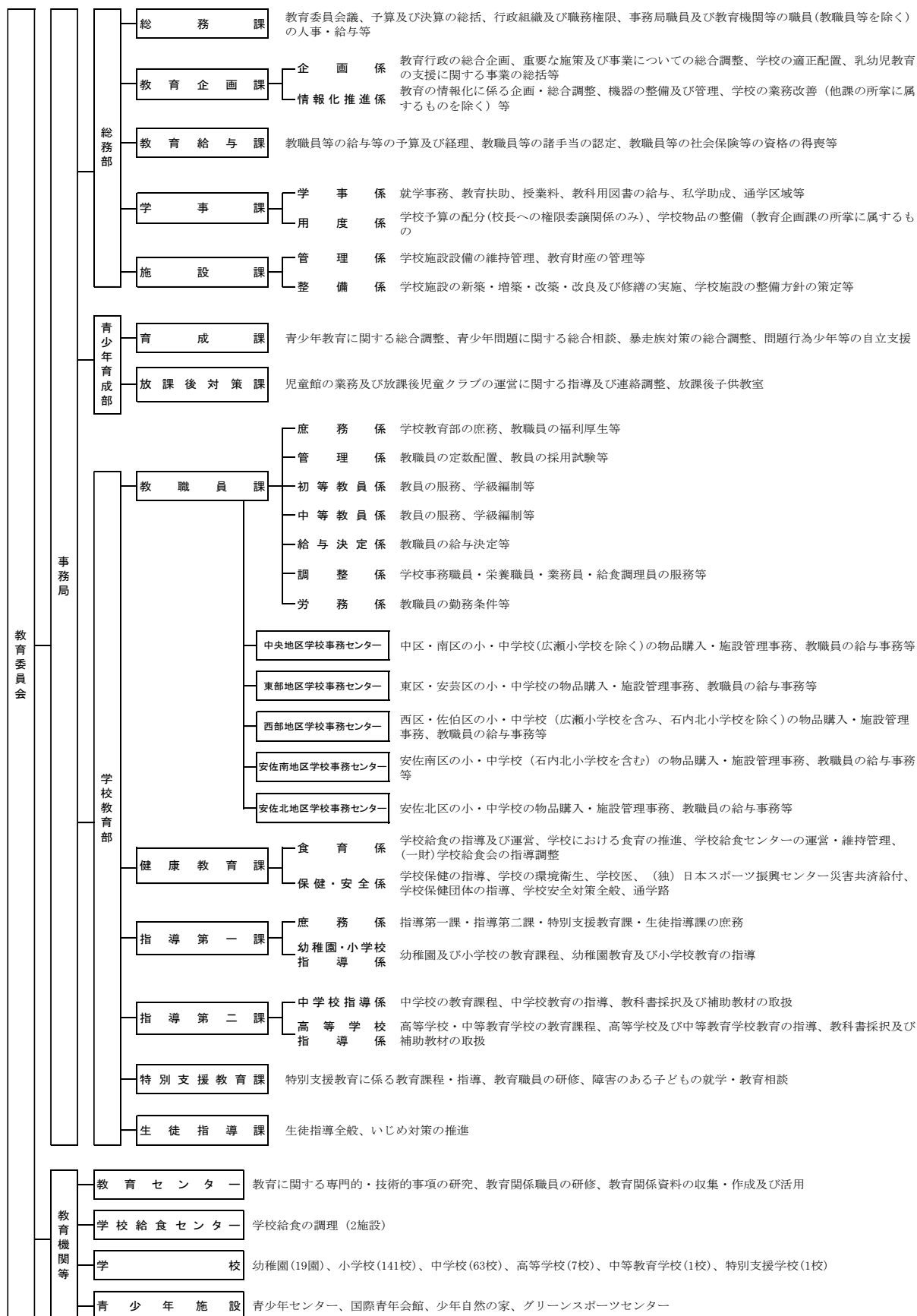
教育長及び委員は、定期的、臨時的に会議（教育委員会議）を開き、広島市の教育の方針や施策を決めている。

【現在の教育長及び委員】

<p>教育長 (R5. 4～)</p>	<p>松井 勝憲 (まつい まさのり)</p> 	<p>委員 (H30. 4～)</p>	<p>伊藤 圭子 (いとう けいこ)</p>  <p>広島大学名誉教授</p>
<p>委員 (H24. 10～) 教育長職務 代行者</p>	<p>井内 康輝 (いない こうき)</p>  <p>特定非営利活動法人 総合遠隔医療支援機構理事長</p>	<p>委員 (H30. 10～)</p>	<p>西 敦子 (にし あつこ)</p>  <p>元山口大学教育学部教授</p>
<p>委員 (H29. 7～)</p>	<p>秋田 智佳子 (あきた ちかこ)</p>  <p>弁護士</p>	<p>委員 (R5. 10～)</p>	<p>一橋 信之 (ひとつばし のぶゆき)</p>  <p>広島経済大学副学長</p>

2 教育委員会の組織図

教育委員会の組織図(令和5年度)



3 広島らしい新しい教育の推進

広島市 21 世紀教育改革推進総合プラン検討会議の提言を踏まえ、『心身ともにたくましく、思いやりのある人』を育むため、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、個性を生かす教育を推進するとともに、社会の変化に対応する特色ある教育活動の展開や、楽しく学び合い活動することができる教育環境、教育条件の整備・充実、学校、家庭、地域社会の連携の強化など、広島らしい新しい教育を推進・充実するための事業を実施する。

1 子どもたちに基礎・基本の学力を身につけさせる教育

(1) 少人数教育の推進

児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、少人数教育による個に応じたきめ細かな指導を進めることにより、基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図る。

【令和5年度の実施状況】

① 少人数学級の実施

- ・ 小学校全学年及び中学校1年生を対象に学級規模を35人以下とするため、必要となる臨時的任用教諭を配置し、35人以下の少人数学級を実施。(小学校1～4年生は国の学級編制の基準により35人以下の学級としている。)
- ・ きめ細かな教育推進のための広島市立小学校・中学校臨時的任用教諭について、小学校は70人を採用し、55校に配置。中学校は34人を採用し、33校に配置(5月1日)。
- ・ 令和6年度(小学校5・6年生)に必要な小学校教諭、中学校教諭を採用するための選考試験を実施(11月18日、19日)。

② 少人数指導の実施

- ・ 中学校2・3年生で生徒数が学級平均30人を超える学校で、国語・数学・英語を対象に非常勤講師を配置し、習熟度別指導又はティームティーチングによる少人数指導を実施。

(2) ひろしま型カリキュラムの推進

小学校と中学校の連携・接続の充実、小学校5年生～中学校3年生のひろしま学びの時間(旧言語・数理運用科)の実施を主な内容とする、「ひろしま型カリキュラム」を全小・中学校で実施する。

【令和5年度の実施状況】

① 小・中学校の連携・接続の改善

- ・ 中学校区ごとに設置する小・中連携教育研究会等の活用

② 「ひろしま学びの時間」の実施

- ・ 小学校5年生～中学校3年生 「ひろしま学びの時間」の実施

(3) 学力向上推進事業

児童生徒の「基礎・基本」の定着状況を把握し、一人一人の課題に応じたきめ細かな指導や学力補充などを計画的に行うとともに、小・中学校が連携し、9年間を見通した系統的な取組を実施することや、「ひろしま型カリキュラム」等の実施を踏まえ、先進的に授業改善に取り組む学校を指定し、その成果を全校に普及させることを通して、児童生徒の確かな学力の向上を図る。

【令和5年度の実施状況】

① 学力向上重点指定校の指定

- ・ 個に応じたきめ細かな指導方法等の実践的な研究を行い、児童生徒の確かな学力の定着を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の定着状況を客観的に把握し、授業過程の改善を図るとともに、放課後学習等の場において個に応じた学習支援を行い、正答率30%未満の児童生徒の割合の改善に取り組むとともに、その成果を全市に普及する。

〔研究校〕 小学校5校、中学校3校

② 英語教育特別研究校・英語教育実践研究校の指定

- ・ 児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、英語による聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力を育成する。
- ・ 1中学校区を特別研究校に指定し、「英語授業の充実」「英語を使う場の多様化」「学習支援」の3つの柱で、実践研究を行い、その成果を全市に普及する。
- ・ 3中学校区を実践研究校に指定し、英語教育特別研究校で成果をあげている好事例を実施・検証しながら、その成果を全市に普及する。

〔特別研究校〕 1中学校区（小学校3校、中学校1校）

〔実践研究校〕 3中学校区（小学校5校、中学校3校）

③ ICTを活用した授業改善研究校の指定

一人一台タブレット端末や無線LAN等の教育ICT環境や、学習支援システム等を活用した各教科等の指導及び情報活用能力の育成に係る先行的な研究を行い、その成果を全市に普及する。

〔研究校〕 小学校4校、中学校4校

(4) 広島市立高等学校学力向上推進事業

平成29年1月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、これからの社会に必要な資質・能力を育成するため、研究指定校において授業改善に向けた実践的な研究を行い、効果的な学習や指導方法の開発、優れた授業実践、校内研修の実施等に取り組む。

【令和5年度の実施状況】

研究指定校における研究組織体制を整備し、授業改善のための研修会を実施する等、確かな学力の向上を図る取組を推進し、公開研究授業や実践発表を通じて研究の成果を市立高等学校に普及させる。

〔指定校〕

- ・ 学力向上実践研究校：基町高、美鈴が丘高
- ・ 特色ある教育実践研究校：広島商業高
- ・ 魅力ある教育課程研究校：舟入高
- ・ 中等教育学校英語教育研究校：広島中等教育

(5) 障害のある子どもへの医療的ケア実施事業

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通園、通学する幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、必要に応じて看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援を行う。

【令和5年度の実施状況】

特別支援学校に医療的ケア主任担当講師（会計年度任用職員）2人、医療的ケア担当講師（会計年度任用職員）12人、幼・小・中学校に看護師（会計年度任用職員）28人を配置（8月末現在）。

(6) 特別支援教育体制充実事業

発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して各学校で適切な指導が可能となるよう、校内支援体制の整備・充実を図る。

【令和5年度の実施状況】

- ① 大学教授、医師、臨床心理士等からなる専門家チームによる巡回相談指導の実施（11月末現在）
 - ・ 通常の学級における巡回相談指導 80回（幼稚園 23回、小学校 33回、中学校 20回、高等学校 4回）
 - ・ 特別支援学級における巡回相談指導 46回
- ② 特別支援教育コーディネーター研修会の開催
特別支援教育コーディネーターに対して必要な知識と実践力、指導力の育成を図るため、研修会を開催
 - ・ 研修会開催 新任者 5回（5月、6月、8月、11月、1月）
経験者 3回（7月、11月、1月）
指定校の特別支援教育コーディネーターの専門性をより高めるための研修 12回（5月、6月、7月（2回）、9月、10月（2回）、11月（2回）、12月、1月、2月）
- ③ 講演会の開催
発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての理解・啓発を図るため、校長・園長等を対象とする講演会を開催
 - ・ 講演会開催 3回（7月：高等学校長・中等教育学校長対象、9月：幼稚園長・小学校長・中学校長・中等教育学校長・特別支援学校長対象、3月：保護者・市民対象）

(7) 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

① 学習サポーター

小・中学校等に在籍する学級担任や教科担任による指導等だけでは学力向上等を目的とした対応が困難な幼児児童生徒（必ずしも障害のある児童生徒等に限定しない。）に対し、学習サポーターを配置し、担任の指導のもと学校生活への不適應の対応とともに、学習支援の充実を図る。

② 特別支援教育アシスタント

小・中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由のため学校生活の支援・介助を必要とする幼児児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、担任の指導のもと学校生活の支援・介助を行う。

【令和5年度の実施状況】

- ① 学習サポーター 602人分配置
- ② 特別支援教育アシスタント 55人分配置

(8) プロフェッショナル人材活用事業

高校生の主体的な進路選択能力や高い職業意識を育成し、学問への意欲・関心をより一層喚起するため、大学教授や企業人による専門的分野等の講義やインターンシップを実施する。

【令和5年度の実施状況】

学校の年間計画により、進路指導、商業、工業等、様々な分野において実施

- ① 有識者を招へいしての講座の開催
 - ・ 最先端の研究などをテーマとした大学教授等による講義
 - ・ キャリア教育の推進をテーマとした企業人による講義
 - ・ 専門の知識、技能を有する社会人による実技指導
 - ・ 社会保障制度や労働者の権利についての社会保険労務士による講義
- ② インターンシップの実施
 - ・ 専門高等学校における高校生の就労体験を支援

2 子どもたちに4つの力をバランスよく育む教育

(1) 子どもの生活習慣確立の推進

今日の子どもの生活について、テレビの視聴時間が長い、就寝時刻が遅くなり自分で起床できにくい、朝食をとらずに登校するなど、基本的な生活習慣が身に付いていないことが指摘されており、こうしたことは、子どもたちの健やかな成長を阻み、学力や体力の低下をもたらす一因と言われている。そこで、学校・幼稚園と家庭、地域とが連携して、「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動を推進し、幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図る。

【令和5年度の実施状況】

「早寝早起き 元気なあいさつ 朝ごはん」運動

- ① 幼稚園、小学校、中学校における生活リズムカレンダーを活用した取組の実施
- ② 強化月間の設定（7月、12月）
 - ・ 「10 オフ運動」の強化月間（7月、12月）に合わせて実施
- ③ 保護者への啓発リーフレットの配布

(2) いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

全小・中学校において、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施し、いじめや不登校、暴力行為等生徒指導上の課題への適切な対応や未然防止の取組の充実を図る。

また、児童生徒が主体となったいじめ防止へ向けた活動や仲間づくりの推進を図る。

【令和5年度の実施状況】

① 子どもの人間関係づくり推進プログラム

児童生徒の良質な人間関係づくりを促進し、「人間関係を築く力」を育むため、「ペアやグループによる協同学習」、「ライフスキル教育」、「異学年・異校種間の交流体験活動」等を実施

② いじめ・不登校等への早期支援プログラム

いじめや不登校等の予兆が見られる児童生徒を対象に、スクールカウンセラー等との連携による組織的な状況把握と具体的な支援の協議（コンサルテーション会議）に基づき、チーム支援等を実施

③ 児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組

小・中学校において、「楽しい学校づくり週間」（4月中）及び「いじめ防止取組強化月間」（9月中）における児童会・生徒会による主体的ないじめ防止に向けた取組を実施

(3) 道徳教育推進事業

各校において、「広島グッドチャレンジ賞」の授与や「みんなで語ろう！心の参観日」の実施を通して、児童生徒の規範性や生命の尊重、思いやりなどの豊かな心の育成を図る。

【令和5年度の実施状況】

① 「広島グッドチャレンジ賞」の授与

中学生及び高校生を対象に、社会や地域に貢献した生徒や生徒会等に賞を授与

- ・ 受賞者数 個人 31 人、グループ 99 組、生徒会 61 組

② 「みんなで語ろう！心の参観日」の実施

小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校において、外部講師を招へいし、児童生徒の豊かな心を育むことをテーマとした道徳の授業を公開し、その内容について児童生徒や保護者・地域住民と意見交流を行う。

(4) 学校教育活動地域連携推進事業

各学校と地域が一体となり、地域人材を活用し、地域の特性を生かした特色ある取組を推進することで、将来の地域社会を支える人材の育成を図る。

そのために、次の3つのテーマのうち、全ての幼稚園・小中学校等が、学校運営協議会や学校協力者会議などと協議しながら、各校の歴史的、地理的、人的資源等の地域特性や子どもの発達段階を考慮した上で、最適なテーマを選択し、地域人材等を活用した取組を行う。

- ① 地域の自然・歴史（自然体験、まちの歴史探訪など）
- ② 伝統文化（茶道、華道、神楽の体験など）
- ③ キャリア教育（職業調べ、職業講話など）

【令和5年度の実施状況】

- ・ 幼稚園：音楽鑑賞など
- ・ 小学校：乗馬体験、伝統文化（茶道、陶芸など）体験、ものづくり体験、栽培体験、稲作体験、河川の生物や水質の調査など
- ・ 中学校：防災に関する講話、カヌー体験、伝統文化（茶道、華道など）体験、職業講話、農業体験など
- ・ 特別支援学校：音楽鑑賞

(5) 文化の祭典の開催

小学校・中学校・高等学校の各校種における文化の祭典を開催し、幼児児童生徒の文化芸術活動の成果を発表する機会を提供することにより、文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図る。

【令和5年度の実施状況】

① 小学校の部

- ・ 開催部門：展示（書写・図画工作）の部・ことばの部・音楽の部
- ・ 期 間：令和5年11月25日（土）～12月14日（木）
- ・ 会 場：JMSアステールプラザ、広島文化学園HBGホール
- ・ 参加校数：141校

② 中学校の部

- ・ 開催部門：展示部門（書道・社会科・美術・技術科・家庭科）
演劇部門、音楽・言語活動部門（演劇・吹奏楽・合唱・器楽・放送コンテスト・英語暗唱・話し方）
囲碁・将棋
- ・ 期 間：令和5年10月7日（土）～11月5日（日）
- ・ 会 場：JMSアステールプラザ、祇園公民館
- ・ 参加校数：61校

③ 高等学校の部

- ・ 開催部門：ステージの部（演劇・放送・合唱・吹奏楽・合同バンド・ダンス・バトントワリング）
展示の部（美術・アート・書道・華道・茶道・写真・文芸・新聞・工業・情報科学・インターネット・総合展示・その他）
- ・ 期 間：令和6年2月1日（木）～2月4日（日）
- ・ 会 場：マエダハウジング安佐南区民文化センター
- ・ 参加校数：9校

(6) 体力向上推進事業

「新体力テスト」結果の分析をもとに、運動の動機付け、運動量の確保、体育科・保健体育科授業の質の向上を図る取組を推進し、児童生徒の体力の向上を図る。

【令和5年度の実施状況】

① 体力アップハンドブック（小学校3～6年生）

- ・ 児童が自主的・主体的に体力づくりに取り組む態度と習慣を養う体力アップハンドブックの活用（配布：6月）

② 体力優秀賞

- ・ 新体力テストにおいて一定の基準を満たした児童生徒に体力優秀賞を交付

- ③ 体力向上賞
 - ・各学校で体力向上に資する取組を行った際に、体力向上賞を交付
- ④ 体力向上推進校における授業改善の実施
 - ・推進校が児童生徒の体力の向上を図る取組を実施し、研究の成果を授業公開、報告書等を通して全市に普及
 - ・体力向上推進校の指定 小学校1校、中学校1校
- ⑤ 各研修会等
教員の指導力の向上を図る研修会等の開催
 - ・体力づくり推進リーダー研修会（5月）
 - ・体力づくり講演会（1月）

(7) 高校生の国外留学推進事業

次代を担う高校生が国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生きる力を育成するため、国外留学を行う。

【令和5年度の実施状況】

- ・令和4年度選考生徒の長期海外派遣 3人派遣
- ・令和5年度短期留学プログラム
カナダ・モントリオール10人

3 学校の信頼性を高める学校運営体制の充実・強化

(1) 学校協力者会議・学校運営協議会による学校評価の実施

全ての園・学校において継続して自己評価・学校関係者評価を行う。

(2) コミュニティ・スクールの推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクール導入）することにより、地域住民や保護者等の学校運営への参画を一層推進する。

【令和5年度の実施状況】

全小学校141校、全中学校63校、全高等学校7校、中等教育学校、特別支援学校

(3) まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト

学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図るため、絆実行委員会のコーディネーターを中心として、家庭・地域による学校への教育支援活動や学校による地域貢献活動をサポートする。

【令和5年度の実施状況】

全中学校63校において、以下の活動を実施。

- ① 家庭・地域による教育支援活動
 - ・放課後における学習支援など
- ② 学校による地域貢献活動
 - ・地域清掃活動など

4 新しい時代に対応した、ゆとりとやすらぎのある教育環境の整備

(1) 幼保小連携の推進

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図り、幼保小連携を推進するため、市内全小学校区に、各小学校区内又は近隣にある幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の教員等で構成する幼保小連携推進委員会を設置し、合同研修会や交流授業等を行う。

【令和5年度の実施状況】

全小学校区で以下3点を実施

- ① 幼保小連携推進委員会設置
 - ・ 各小学校区の実態に応じ、研究の全体計画の立案・運営等を行う。
- ② 幼保小合同研修会、交流授業、「園に行こう週間」の実施
 - ・ 小学校区内に連携を進めている幼稚園・保育園・認定こども園等がある小学校において、「園に行こう週間」を計画・実施する。
- ③ 地域への情報公開
 - ・ 各小学校や園から、学校・園便り等を通じて、情報発信を行う。

(2) 高・大連携の推進

大学の専門的な人的資源を活用することにより、高等学校の特色ある取組を活性化するとともに、高等学校教員の専門性の向上を図るなど、「魅力ある高校づくり」を推進する。

【令和5年度の実施状況】

- ① 広島市高大連携芸術講座の開催
講座名：「自画像を描こう」
実施日：令和5年7月31日（月）、8月1日（火）の2日間
参加者：高校生18人
- ② 広島市高大連携国際講座の開催
講座名：「言葉がつくる「あれ」「僕」、「あたし」「僕」がつくることば」
実施日：令和5年8月8日（火）
参加者：高校生5人
- ③ 教育ネットワーク中国主催の高大連携授業・連携講座への参加
参加者：高校生171人

(3) 就職支援活動の推進

高校生の就職相談や求人開拓を行うために、教育委員会に就職コーディネーター2名を配置し、就職を希望する生徒の支援を行う。

【令和5年度の実施状況】（11月末現在）

- ① 定期的な学校訪問の実施
進路指導主事等との情報交換及び生徒面談（181回）
- ② 就職に係る連携機関への訪問
ハローワークや労働局等と連携を取り、企業情報の収集（32回）

- ③ 企業訪問の実施
求人開拓や企業の実態把握（390回）

(4) 通学区域の弾力的運用の推進

通学に関する利便性の向上を図ることや、学校に対する関心を高め、信頼される学校づくりを促進するため、市立中学校における隣接校・行政区域内校選択制を実施する。

【令和5年度の実施状況】

- ① 小学校6年生とその保護者への学校情報の提供
 - ・ 令和5年度版中学校ガイドブックの作成・配布（7月）
- ② 令和6年度入学に係る隣接校・行政区域内校選択制の希望申請受付等
 - ・ 各学校の受入数の設定(56校1,635人)と公表（情報提供：9月）
 - ・ 希望申請書、希望変更届の受付(最終申請者905人)
 - ・ 最終申請が受入数を超えた学校(12校)について抽選を実施（12月）
- ③ 保護者からの意見聴取
 - ・ 希望申請の際に志望動機を聴取

(5) 広島特別支援学校児童生徒の地域活動の推進

障害児と地域のボランティア等の活動グループが、公民館等を拠点として地域との交流を行う事業等に対して助成を行う。

【令和5年度の実施状況】

助成を行った活動グループ数：15団体

(6) 特別支援教育におけるICT活用による指導の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、ICT機器を障害の状態や特性等に応じて有効に活用することにより、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図る。

【令和5年度の実施状況】

平成26年度からのモデル事業を経て、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に順次タブレット端末の整備を進め、令和5年度までに357台（138校）整備し、効果的な活用を推進。

5 「新しい教育の推進」以外の施策

(1) 子どもの安全対策の推進

子どもを犯罪や事故から守るため、「子どもの見守り活動10万人構想」のもと、保護者や地域の方々等の協力を得て、地域ぐるみで子どもを守る態勢づくりを推進するとともに、子ども自身の危険予測・危機回避能力を高める取組を行う。

【令和5年度の実施状況】

- ① 見守り・巡回活動の取組
 - ・ 毎月22日の「子ども安全の日」に、学校・家庭・地域において子どもの安全を守るための様々な取組の実施

- ・ 学校安全ガードボランティアや地域団体等による組織的な見守り活動の実施
 - ・ 午前8時前後と午後3時以降の登下校時を中心に、散歩や買い物などの際に見守り活動を行う「8・3運動」の実施
 - ・ 小学校及び中学校等に配備したバイク等による巡回活動の実施
 - ・ 教職員、児童及び保護者等による通学路の定期的な点検
- ② 児童生徒の危険予測・危機回避能力の向上
- ・ 「安全意識啓発マップづくり」を小学校で実施
 - ・ 防犯教室を、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で開催
- ③ 子どもを守るまちづくりの推進
- ・ 保護者や地域住民を対象とした、子どもの安全に関する講演会の開催（11月）
 - ・ 子どもの見守り活動に関する企業等との連携に基づいた取組を展開

(2) 安全でおいしい給食の推進

文部科学省の「学校給食衛生管理基準」への対応や、食物アレルギーへの対応等、学校給食の喫緊の課題への対応指針を検討するために設置した「安全でおいしい給食推進検討委員会」からの提言（平成19年3月）を踏まえ、学校給食の充実策を計画的に推進する。

【令和5年度の実施状況】

- ① 食物アレルギー対応の周知徹底
食物アレルギー対応に係る研修会の実施
- ② 衛生管理の強化
食中毒の予防及び異物混入の防止に関する研修の実施、各調理場へのノロウイルス食中毒予防のための衛生用品の配付
- ③ 給食用食器の改善
ステンレス製食器から合成樹脂製食器への計画的な切替え
- ④ 学校給食費未納・滞納対策の推進
未納者への文書送付、電話、訪問による納付折衝の実施
- ⑤ 学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し
令和3年度に策定した「学校給食の充実に向けた給食提供体制の見直し方針」に基づき、選択制のデリバリー方式の解消に向けた取組を実施（中学校14校でデリバリー方式を廃止し、食缶による給食提供を開始）

(3) 食育の推進

学校において食育を推進するため、各学校の組織的な取組を一層促進するとともに、給食の時間及び各教科における指導方法の更なる工夫、改善に向けた取組を実施する。

【令和5年度の実施状況】

- ① 指導体制の充実
- ・ 栄養教諭が配置されていない学校における食育推進に係る「栄養教諭による食育・学校給食サポート制」の実施
- ② 指導内容の充実
- ・ 食育推進担当者、栄養教諭、学校栄養職員等を対象とした食育研修の実施

- ③ 給食献立の充実
 - ・ 学校給食の献立内容の一層の充実
 - ・ 学校給食における地場産物の活用促進
- ④ 家庭・地域との連携強化
 - ・ 食育だより、フェイスブックやLINE等による食に関する情報の発信

4 広島市教育大綱

市長が、総合教育会議における教育委員会との協議・調整の下、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針として、「広島市教育大綱」を定めている。

5 広島市教育振興基本計画

地方公共団体においては、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

教育施策の推進に当たっては、市全体の施策展開と連携を図りながら行っていく必要があることから、本市では第6次広島市基本計画の教育に関連する分野を教育振興基本計画として位置付けている。

第6次広島市基本計画の教育に関連する分野

- ・「第2部第4章第1節第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進」のうち、社会教育に関する部分
- ・「第2部第5章第3節第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり」のうち、放課後児童対策、幼児教育及び教育委員会の所管に属する教育扶助に関する部分
- ・「第2部第5章第3節第2項 一人一人を大切にする教育の実現」のうち、大学に関する部分以外の部分

II 教育財政

令和5年度当初予算の概要

1 予算規模

(単位：%)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	差引増減額 C=A-B	増 減 率 C/B×100
教 育 費	1,052億115万円	1,013億7,896万9千円	38億2,218万1千円	3.8
教育施設災害復旧費	1億3,163万1千円	1億3,163万1千円	0円	0.0
計	1,053億3,278万1千円	1,015億1,060万円	38億2,218万1千円	3.8

2 性質別予算額の比較（教育委員会所管分）

(単位：%)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	差引増減額 C=A-B	増 減 率 C/B×100
投 資 的 経 費	84億4,372万6千円	46億610万5千円	38億3,762万1千円	83.3
普通建設事業費	83億1,209万5千円	44億7,447万4千円	38億3,762万1千円	85.8
学校教育施設	79億8,238万5千円	40億9,973万1千円	38億8,265万4千円	94.7
青少年教育施設等	3億2,971万円	3億7,474万3千円	▲4,503万3千円	▲12.0
災害復旧事業費	1億3,163万1千円	1億3,163万1千円	0円	0.0
物 件 費 等	240億5,430万6千円	222億7,529万4千円	17億7,901万2千円	8.0
人 件 費	728億3,474万9千円	746億2,920万1千円	▲17億9,445万2千円	▲2.4
計	1,053億3,278万1千円	1,015億1,060万円	38億2,218万1千円	3.8

3 当初予算額の推移

(単位：%)

区 分	令和5年	令和4年度	令和3年度	令和2年度
一 般 会 計	6,695億9,266万9千円	6,588億8,140万9千円	6,837億2,457万1千円	6,563億7,261万3千円
増 減 率	1.6	▲3.6	4.2	▲2.0
教 育 費 及 び 教育施設災害復旧費	1,053億3,278万1千円	1,015億1,060万円	970億1,519万3千円	966億9,661万5千円
構 成 比	15.7	15.4	14.2	14.7
増 減 率	3.8	4.6	0.3	0.5

I 学校教育の重点

1 幼稚園教育

- ・ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう教育課程を編成し、調和のとれた指導計画の作成及び計画的な環境の構成と援助の工夫に努める。
- ・ 幼児教育の充実を図るため、幼稚園生活全体において、遊びを通しての総合的な指導に努める。
- ・ 幼児一人一人の特性に応じ、幼児の発達の課題に即した指導方法の改善に努める。
- ・ 自然な生活の流れの中で、直接的・具体的な体験を通して、自ら健康で安全な生活をつくり出す力、自立心や人と関わる力、言葉に対する感覚や言葉で表現する力等の育成に努める。
- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、地域に開かれた幼稚園づくりを推進するとともに、教育活動その他の学校運営の状況についての情報公開に努める。

2 小学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 言葉の特徴や使い方、話や文章に含まれている情報の扱い方、我が国の言語文化に関することなど、日常生活に必要な国語についてその特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- ・ 互いの立場や考えを尊重し、言語を通して正確に理解したり適切に表現したりできるよう、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、論理的に思考する力や豊かに想像する力を養う。
- ・ 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、我が国の歴史の中で育まれてきた国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTを積極的に活用する機会を設ける。また、学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、学校図書館の学習センター・情報センター・読書センターとしての機能の活用を図る。

➤ 社会科

- ・ 課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して、社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べ、問題解決に沿ってまとめる技能を身に付けるようにする。

- ・ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を複数の立場や意見を踏まえて考えるなど多角的に考えたり、現代社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- ・ 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。
- ・ 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うよう努める。

➤ 算数科

- ・ 事象を数理的に捉えて、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を通して、数学的に考える資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 児童が、数量や図形などについての基礎的・基本的な内容の習得を重視するとともに、その背景にある概念や性質についての理解を深めながら、確かな知識及び技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 児童が、日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を育成する。
- ・ 数学的活動の楽しさや数学の価値、算数を学習する意義に気づき、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を育成する。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにする。また、数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするなどのため、必要な場面においてコンピュータなどを適切に活用する機会を設ける。

➤ 理科

- ・ 見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 問題解決の過程を通して、自然の事物・現象についての理解を図るとともに、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱い、観察、実験の過程やそこから得られた結果を適切に記録するなどの観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 児童が自然の事物・現象に親しむ中で興味・関心をもち、そこから問題を見だし、予想や仮説を基に観察、実験などを行い、結果を整理し、その結果を基に結論を導き出すといった問題解決の過程の中で、問題解決の力を育成する。
- ・ 生物の栽培、飼育、観察などの体験活動を通して、生物を愛護しようとする態度や生命を尊重し

ようとする態度を育み、自然を愛する心情を涵養するとともに、一連の問題解決の活動を、児童自らが主体的に行おうとする態度を育成する。

- ・ 観察、実験などの指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用することによって学習の一層の充実を図る。

➤ 生活科

- ・ 具体的な活動や体験を通して、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴や価値、それぞれの関係や関連に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- ・ 身近な人々、社会及び自然について、自分とどのような関係があるのかを意識しながら考え、他者と伝え合ったり、振り返ったりすることができるようにする。
- ・ 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、活動の楽しさや自分自身の成長などを感じ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。
- ・ 児童が身近な環境と直接関わる活動や体験を楽しむことを大切にするとともに、コンピュータなどの情報機器について、児童の発達段階や特性に応じて適切に活用する機会を設ける。

➤ 音楽科

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 音楽の雰囲気や表情、味わいである曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、児童の思いや意図に合った、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ・ 曲の特徴にふさわしい音楽表現を試しながら考え、どのように表現するかについて思いや意図をもって音楽表現を工夫することや、自分にとっての音楽のよさや面白さなどを見だし、曲全体を味わって聴くことができるようにする。
- ・ 友達と気持ちを合わせて音楽表現をしたり、いろいろな感じ方や考え方等に接したりして、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、我が国や諸外国の様々な音楽、及び様々な音楽活動に関心をもち、積極的に関わっていこうとする音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考・判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図り、児童が様々な感性を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用する。

➤ 図画工作科

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 一人一人が感性や想像力を働かせて、形や色などを感じ取ったり考えたり、自分なりに理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることがで

きるようにする。

- ・ 表現したり鑑賞したりするときに生じた感情や気持ちなどのよさや美しさ、面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- ・ 感性を働かせながら作品などをつくったり見たりする活動を通して、つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにするとともに、コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用する。

➤ 家庭科

- ・ 衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能を身に付けるようにする。
- ・ 既習の知識及び技能や生活経験を基に日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- ・ 家庭生活への関心を高め、衣食住を中心とした生活の営みを大切にしようとする意欲や態度を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、児童の発達段階や学習のねらいを考慮するとともに、調理、製作等の実習や、観察・実験など、それぞれの特徴を生かした適切な活動を設定し、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用し、情報の収集・整理や実践結果の発表などを行う機会を設ける。

➤ 体育科

- ・ 課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくために基礎となる各種の運動の基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- ・ 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、言葉や文章及び動作などで表したり、理由を添えて伝えたりするなど他者に伝える力を養う。
- ・ 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、健康で活力に満ちた楽しく明るい生活を営む態度を養う。
- ・ 学校や地域の実態を考慮するとともに、個々の児童の運動経験や技能の程度に応じた指導や児童自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫する。また、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫する。

▶ 外国語活動・外国語科

- ・ 外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 日本語との音声の違いにとどまらず、文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについても日本語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- ・ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、学校の友達や教師、家族、身の回りの物や自分が大切にしている物、学校や家庭での出来事や日常生活で起こることなど身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- ・ 外国語の背景にある文化だけでなく英語を使ってコミュニケーションを図る人々の文化についても理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ・ 児童の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図るため、児童が身に付けるべき資質・能力や児童の実態、教材の内容などに応じて、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用する。

▶ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、児童や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つつけたりすることができるよう工夫し、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 児童が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

▶ 特別活動

- ・ 集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、特別活動における資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成することができるよう、多様な

他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

- ・ よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとすることができるよう、集団や自己の生活及び人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ・ 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を見いだし、よりよく改善しようとすることができるよう、自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ・ 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の充実を図る。

➤ 総合的な学習の時間

- ・ 横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 探究的な学習の過程において、課題の解決に取り組む中で知った様々な事柄や考えについて、取捨・選択し、既にもっている知識や体験と結び付けるなどして必要な知識を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- ・ 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で立てた課題の解決に向けて、情報手段を意図的・計画的に用いるなどして情報を集め、その情報について整理・分析し、自分の考えをまとめ・表現することができるようにする。その際、35時間の範囲内で教育課程に位置付けた「ひろしま学びの時間」において、旧言語・数理運用科の教材や学び方を生かすよう工夫する。
- ・ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの資質・能力を認め合い、相互に生かし合う関係を築くなど、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなど多様な情報手段を適切かつ効果的に、そして主体的に選択し活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。また、学習を深められるよう、自然体験や社会体験、ものづくりなどの体験的な学習を探究的な学習の過程に、適切に位置付けるようにする。

3 中学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 言葉の特徴や使い方、話や文章に含まれている情報の扱い方、我が国の言語文化に関することなど、社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- ・ 互いの立場や考えを尊重し、言語を通して正確に理解したり適切に表現したりできるよう、社会

生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、論理的に思考する力や豊かに想像する力を養う。

- ・ 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の歴史の中で育まれてきた国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTを積極的に活用する機会を設ける。また、学校図書館を目的をもって計画的に利用し、学校図書館の学習センター・情報センター・読書センターとしての機能の活用を図る。

➤ 社会科

- ・ 課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関する基礎的・基本的な知識を確実に習得しながら、既得の知識と関連付けたり組み合わせたりすることにより、社会における様々な場面で活用できる概念等に関する知識として獲得するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- ・ 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- ・ 社会的事象について、主体的に調べ分かつようとして学習上の課題を意欲的に解決しようとする態度や、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。
- ・ 生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるよう、情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを用いた情報手段の活用を図る。

➤ 数学科

- ・ 数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、様々な日常や社会の事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりする学習活動を通して、数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- ・ 事象に潜む法則を見つけたり、観察や操作、実験などによって数や図形の性質などを見いだしたりする活動等を通して、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や

第2章 学校教育

学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

- ・ 学習効果を高めるため、デジタル教科書、コンピュータ、情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用する。

➤ 理科

- ・ 見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 日常生活や社会との関わりの中で、科学を学ぶ楽しさや有用性を実感しながら、自然の事物・現象に対する概念や原理・法則の理解を図るとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- ・ 自然の事物・現象の中に問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈するなどの活動を行い、科学的に探究する力を養う。
- ・ 自然体験の大切さや日常生活や社会における科学の有用性を実感させ、自然の事物・事象に進んで関わり、主体的に探究しようとする態度を養う。
- ・ 観察、実験、野外観察を重視し、地域の環境や学校の実態を生かすとともに、観察、実験の過程での情報の検索、データの処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用する。

➤ 音楽科

- ・ 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するために、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 音楽の雰囲気や表情、味わいである曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ・ 曲の特徴にふさわしい音楽表現を試しながら考え、どのように表現するかについて思いや意図をもって音楽表現を工夫することや、自分にとっての音楽のよさや美しさなどを見だし、曲全体を味わって聴くことができるようにする。
- ・ 他者と一緒に音楽表現をしたり、音楽を聴いたりして音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考・判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図るとともに、生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用する。

➤ 美術科

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 形や色彩、心に思い浮かべる情景や全体のイメージなど、対象や事象を捉えるために必要となる視点について理解するとともに、表現の意図に応じて様々な技能を応用するなど表現方法を創意工

夫し、創造的に表すことができるようにする。

- ・ 造形的なよさや美しさ、作品に込められた表現の意図と工夫、生活や社会を心豊かにする造形や美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- ・ 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。
- ・ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図る。また、生徒の表現の能力を一層豊かに育成するため、日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにする。

➤ 保健体育科

- ・ 課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 運動の楽しさや喜びを味わうことや、心身の健康の保持増進のために、各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- ・ 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて、習得した知識及び技能を活用して思考し判断するとともに、言葉や文章、動作などで他者に伝える力を養う。
- ・ 運動やスポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択できるなど、生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、主体的に明るく豊かな生活を営む態度を養う。
- ・ 情報モラル等にも配慮した上で、必要に応じて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、各分野の特質に応じた学習活動を行う。

➤ 技術・家庭科

- ・ 生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 生徒が自立して主体的な生活を営むために必要とされる技術分野、家庭分野それぞれの生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- ・ 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、どのような問題に直面しようとも自分なりの判断をして課題を解決する力を養う。
- ・ 安心、安全で豊かな生活の実現や、環境保全と利便性が両立した持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。
- ・ 指導の効果を高めるため、製作、制作、育成、調理等の実習や、観察・実験、見学、調査・研究など、それぞれの特徴を生かした適切な学習活動を設定し、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行う機会を設ける。

▶ 外国語（英語）科

- ・ 外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。
- ・ コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- ・ 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、コミュニケーションの相手となる聞き手、読み手、話し手、書き手に対して配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ・ 身に付けるべき資質・能力や生徒の実態、教材の内容などに応じて、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、生徒の興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動の更なる充実を図る。

▶ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、生徒や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができるよう工夫し、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 生徒が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

▶ 特別活動

- ・ 集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、特別活動における資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成することができるよう、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ・ よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする

ることができるよう、集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

- ・ 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとすることができるよう、自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ・ 異年齢集団による交流を重視するとともに、地域の方々との交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び協同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動の充実を図る。

➤ 総合的な学習の時間

- ・ 横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 探究的な学習の過程において、課題の解決に取り組む中で知った様々な事柄や考えについて、取捨・選択し、既にもっている知識や体験と結びつけるなどして必要な知識を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- ・ 実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で立てた課題の解決に向けて、情報手段を意図的・計画的に用いるなどして情報を集め、その情報について整理・分析し、自分の考えをまとめ・表現することができるようにする。その際、35時間の範囲内で教育課程に位置付けた「ひろしま学びの時間」において、旧言語・数理運用科の教材や学び方を生かすよう工夫する。
- ・ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの資質・能力を認め合い、相互に生かす関係構築など、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなど多様な情報手段を適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫する。また、学習を深められるよう、自然体験や職場体験活動、ものづくりなど、様々な学習活動を積極的に行う。

4 高等学校教育

本市が設置する高等学校は7校あり、普通科の高等学校4校（全て全日制課程）、商業科の高等学校1校（全日制課程）、工業科の高等学校1校（全日制課程）、総合学科の高等学校1校（定時制課程及び通信制課程併置）である。

各高等学校において特色ある取組をしており、さらに「魅力ある高校づくり」を推進するため、平成28年11月に策定した「広島市ハイスクールビジョン」及び平成29年1月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、市立高等学校共通の取組の推進やその魅力の発信、各校専門コース等の充実を図ることとしている。

➤ 基町高等学校 〈令和5年度広島市立高等学校学力向上推進事業（学力向上実践研究校）〉

創 立：昭和17年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース
普通科・創造表現コース

生徒数(令和5年度)：1,080人

〈特色〉

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、自己の能力と人格を主体的に磨き、優れた知性と品格、生涯にわたって学び続ける力を身に付けることにより、多様化が進む時代の中で、人類の幸福に貢献する崇高な志と未来を切り拓く豊かな創造力を持った有為な人物を育成することを教育目標に掲げている普通科の高等学校である。平成11年に創造表現コースを設置し、芸術の専門性を高めるために、様々な作品展や展覧会を開催するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 舟入高等学校 〈令和5年度広島市立高等学校学力向上推進事業（魅力ある教育課程研究校）〉

創 立：昭和24年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース
普通科・国際コミュニケーションコース

生徒数(令和5年度)：962人

〈特色〉

豊かな人間性に基づく確かな学力を育むことを目指す普通科の高等学校である。広い視野を持ち、主体的に国際社会で活躍できる生徒の育成に取り組んでいる。平成10年に国際コミュニケーションコースを設置し、国際理解教育を推進するため、海外の姉妹校との交流等を推進するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 広島商業高等学校 〈令和5年度広島市立高等学校学力向上推進事業(特色ある教育実践研究校)〉

創 立：大正10年

課 程：全日制課程

設置学科：商業科・みらい商業科

生徒数(令和5年度)：575人

〈特色〉

社会情勢を捉え、みらいを展望する商業教育を展開し、地域社会と平和に貢献するとともに、商業のスペシャリストとしてビジネス分野における新たな価値の創造に挑む人材の育成を目指す商業科の高等学校である。みらい商業科に流通マーケティング・観光ビジネス・広報プロデューサー・金融ライフデザイン・ビジネス実務・会計マネジメント・ITエンジニア・ネットビジネスの8つのコースを設定し、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てるため、模擬株式会社「広島市商ピースデパート」の開催など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島工業高等学校

創 立：大正13年

課 程：全日制課程

設置学科：工業科・機械科、自動車科、電気科、情報電子科、建築科、環境整備科

生徒数(令和5年度)：679人

＜特色＞

個人の尊厳を重んじ、豊かな人格の完成を目指すとともに、素養に富んだ工業技術者として平和と文化の創造に寄与する人物の育成を目指す工業科の高等学校である。ものづくりのスペシャリストを育成するため、専門分野の資格取得を目指して幅広い知識と応用力を養うなど、特色ある取組を実践している。

➤ 沼田高等学校

創 立：昭和60年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース

普通科・体育コース

生徒数(令和5年度)：948人

＜特色＞

校訓「氣宇壮大」のもと、大きな夢と高い目標をもって主体的に学び続け、果敢に挑戦する生徒の育成を目標とする普通科の高等学校である。地域の活性化に貢献できるトップアスリート及び優秀な指導者を育成するため、平成2年に「体育コース」を設置し、平成26年には、体育コースの寄宿舎を建設している。生徒一人一人の学力の伸長を図るため、習熟度別少人数指導の実施や国公立大学の進学を目指す「フロンティアクラス」を設置するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 美鈴が丘高等学校 〈令和5年度広島市立高等学校学力向上推進事業（学力向上実践研究校）〉

創 立：昭和63年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科

生徒数(令和5年度)：707人

＜特色＞

校訓「道取 友愛 節度」のもと、高い志を持ち、変化の激しい社会において、自らの未来を切り拓き、「地域共生社会」の担い手となる人材を育成することを目標とする普通科の高等学校である。思考力・判断力・表現力の育成を図るため、実験や体験を重視した実践的授業、総合的な探究の時間を中核とした探究的学習、海外の高等学校継続的交流など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島みらい創生高等学校

創 立：平成29年

課 程：フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）

フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）

設置学科：キャリアデザイン科（総合学科）

生徒数(令和5年度)：平日登校コース762人 通信教育コース1,088人

<特色>

従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われず、生徒の多様なニーズに応じて、午前、午後、夜間の幅広い時間帯の授業や通信教育の中から自由に教科・科目を選択できる定時制課程と通信制課程を併置した単位制の高等学校である。少人数指導や習熟度別指導を導入し、個に応じたきめ細かな指導を行うことで、基礎的な学力を身に付けさせたり、ソーシャルスキルトレーニングなどの取組を行うことで、コミュニケーション能力を身に付けさせたりするなど、特色ある取組を実践している。

5 中等教育学校教育

本市では、中等教育の一層の多様化を図るため、平成15年4月に安佐北高等学校内に安佐北中学校を新設し、併設型中学校・高等学校として、生徒一人一人の個性を重視した教育を推進してきた。

こうした教育の成果等を踏まえ、中高一貫教育のより一層の充実を図るため、従前の併設型中学校・高等学校から、一つの学校として、6年間一貫した教育計画に基づく特色ある教育活動を継続的に行うことができる中等教育学校へ移行することとし、平成26年4月に広島中等教育学校を開校した。

広島中等教育学校は、新たな時代を見据えた特色ある学校づくりを積極的に推進するとともに、多様な教育の提供を目指す。

➤ 広島中等教育学校 〈令和5年度広島市立高等学校学力向上推進事業（中等教育学校英語教育研究校）〉

創 立：平成26年

課 程：（後期課程）全日制課程

学 科：（後期課程）普通科

生 徒 数(令和5年度)：683人

<特色>

6年間の特色ある一貫教育の中で、高い志を持ち、品格を備えた、グローバル人材の育成を目指す中等教育学校である。多様な考え方を調整し、集団をまとめるリーダーシップ、伝統文化を継承する日本人としての確固たるアイデンティティ、知識基盤社会に生きる知的探究能力、異なる言語を通じて関係を構築するコミュニケーション力を備えた生徒を育成するため、発達段階に応じた探究学習、特色ある英語教育等の特色ある取組を実践している。

6 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、特別な配慮のもとにきめ細かな教育を行うため、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育、あるいは通級による指導を行うとともに、通常の学級等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対しても個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

➤ 特別支援学校における教育

特別支援学校は、障害が比較的重い幼児児童生徒のために、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別に応じて、小学校、中学校、高等学校に対応して、小学部、中学部、高等部がある。また、幼稚部を設置している学校もある。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、教員が家庭や施設、病院などを訪問して指導する訪問教育を行っている。

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことをねらいとして特別支援学校のそれぞれの専門性に基づき、一人一人の障害の状態等に応じて様々な工夫や配慮のもとに、きめ細かな教育を行っている。

➤ 特別支援学級における教育

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障害の程度が軽いが、通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級であり、小・中学校に知的障害、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

これらの学級では、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われているが、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成し、個々に具体的な目標を設定し、個に応じた内容で、きめ細かな配慮のもと指導を行っている。

➤ 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級、高等学校に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うものである。通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視などである。

➤ 通常の学級における特別な教育的支援

小・中学校の通常の学級、幼稚園、高等学校及び中等教育学校の中には、発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍していることもある。

これらの幼児児童生徒に対する指導の充実を図るため、園、学校の支援体制の確立に努めている。

7 進路指導

- ・ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、中学校・高等学校でそれぞれ3か年を展望した系統的・計画的な指導計画を作成し、適切な指導・援助を行う。
- ・ 生徒自身による進路情報の選択・収集や進路相談などを通じて、進路適性の吟味等についての自己理解を深めさせ、生徒自らが望ましい勤労観、職業観と生きる目標を確立し、主体的に進路の選択・決定や自己実現が図れるよう進路指導の充実に努める。
- ・ 進路指導は、学校教育活動全体を通して推進するものであるが、特に学級指導においては、教員と生徒、生徒相互の温かい人間関係を基盤とし、適切な資料や事例を整え、生徒が主体的に進路を選択することができるよう指導法の改善に努める。
- ・ 幼・小・中・高等学校及び保護者、地域社会、関係諸機関との連携を図り、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努める。

8 国際理解教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

初等中等教育段階において、全ての子どもたちが、「異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力」、「自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立」、「自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力」を身に付けることを基盤として、国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することをねらいとする。

9 環境教育

環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識の上にとって、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する。

第2章 学校教育

- ・ 学校における環境教育は、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等と相互の関連を図りながら教育活動全体を通じて行うものとする。
- ・ 幼児児童生徒の発達段階や地域の自然・社会環境の実態に応じた指導の工夫を行い、環境の改善や保全、創造に主体的に働き掛ける態度や、参加のための行動力の育成を図る。

10 情報教育

- ・ 児童生徒が、予測困難な未来社会を自律的に生き、知識基盤社会に適切に対応できるよう、学習の基盤となる情報活用能力を育成する。
- ・ 情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けることができるようにする。
- ・ 様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- ・ 情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を養う。
- ・ 各学習場面においてICTを効果的に活用することにより、個別最適化された学びや協働的な学びの一体的な充実による授業改善を図り、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、豊かで深い学びを推進する。

11 学校図書館教育

- ・ 学校図書館教育について、教職員の共通理解を図り、読書活動の全体計画・年間指導計画を作成し、積極的・計画的な図書館利用を進める。
- ・ 児童生徒の発達段階や学習内容を考慮し、必要な図書や資料の整備など学校図書館機能の充実に努め、教育活動の効果的な展開を図る。
- ・ 原則2中学校区に1名の学校司書を配置し、担当する小・中学校を定期的・計画的に巡回する。

12 文化芸術活動の充実

➤ 文化の祭典

学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全育成を図る。

【令和5年度 実施状況】

① 小学校の部

開催日：令和5年11月25日（土）～12月14日（木）

場 所：JMSアステールプラザ、広島文化学園HBGホール

内 容：授業等の成果の公開

② 中学校の部

開催日：令和5年10月7日（土）～11月5日（日）

場 所：JMSアステールプラザ、祇園公民館

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

③ 高等学校の部

開催日：令和6年2月1日（木）～2月4日（日）

場 所：マエダハウジング安佐南区民文化センター

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

➤ 小学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 中学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校の文化部等に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

13 道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

- ・ 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、「特別の教科 道徳」をはじめとして各教科、特

別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特徴に応じて適切な指導に努める。

- ・ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する。
- ・ 校長を中心とした全教師の指導・協力体制を確立するとともに、道徳教育の目標と学校教育目標との関連の明確化を図り、あわせて道徳教育の全体計画及び「特別の教科 道徳」の年間指導計画の工夫改善に努める。

14 人権教育

児童生徒の発達段階に応じ、それぞれの学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を進め、互いの人権を尊重し、「共に生きる社会」の形成に向けて行動する児童生徒を育成する。

その際、人権尊重の精神の育成、学力の向上をめざした基礎・基本の習得、自尊感情の育成の三点を重視し、以下により指導の充実を図る。

また、人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保することにも留意する。

- ・ 人権教育の指導内容や方法等の改善及び研修や相談体制の充実を図る。
- ・ ボランティア活動や自然とふれあう活動、高齢者や障害者等との交流活動などの多様な体験活動の機会の充実を図る。

15 平和教育

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。

- ・ 本市が、人類として最初に原爆の惨禍を体験した事実を学びつつ被爆都市であるという意味を認識させ、ヒロシマの使命と責務を自覚させるとともに、平和を希求する心情と意欲を養う。
- ・ 生命の尊さと人間の尊厳を理解させ、人間尊重の精神を日常生活の中に生かし、進んで平和的な国際社会に貢献するための基盤としての道徳性を養う。
- ・ 基本的人権と社会生活についての理解や認識を深め、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な資質を養う。
- ・ 望ましい集団活動を通して、連帯意識を深め、他の成員と協力して平和的な国際社会を実現していく自主的、実践的な態度を養う。
- ・ 世界平和を実現し人類の福祉を増進するためには、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの重要性を認識させ、国際理解を深め、国際協調の精神を養う。
- ・ 各種の資料を活用し、戦争や原爆についての科学的な理解を深め、公正な判断力を培うとともに、学習した内容を適切に表現し、進んで世界平和の実現に貢献しようとする能力と態度を養う。

II 学校保健・体育

1 体育・スポーツ活動の充実

(1) 各種講習会・研修会の開催

➤ 体力づくり講演会

- ① 実施時期 令和6年1月30日(火)
- ② 開催場所 広島市東区民文化センター
- ③ 対象 小・中・高・中等教育・特別支援学校教員
- ④ 目的 学校における体力向上の取組の充実向上を図る。

(2) 記録会、体育大会等の開催

➤ 第63回 広島市小学校児童水泳記録会

- ① 開催日 令和5年7月29日(土)
- ② 開催会場 総合屋内プール(ひろしんビッグウェーブ)
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 水泳競技(3種目)の記録会

➤ 第59回 広島市小学校児童陸上記録会

- ① 開催日 令和5年10月29日(日)
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 陸上競技(6種目)の記録会

➤ 令和5年度 広島市中学校選手権大会

- ① 開催期間 令和5年4月15日(土)～令和5年6月24日(土)
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

➤ 第71回 広島市中学校総合体育大会

- ① 開催期間 令和5年6月17日(土)～9月9日(土)
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

第2章 学校教育

➤ 令和5年度 広島市中学校新人体育大会

- ① 開催期間 令和5年7月28日（金）～令和6年1月20日（土）
- ② 開催場所 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対 象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の1・2年生
- ④ 内 容 陸上競技ほか14種目の競技会

(3) 運動部活動の充実

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校・高等学校の運動部等に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

(4) 野外活動の充実

① 基本方針

野外活動は、教育課程上、学校行事に位置付けられる教育活動であり、実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、自然や文化に親しむなど望ましい体験を積むことができるようにする。

② 実施学年

原則として小学校は5年生、中・高等学校は1年生

③ 日 数

3泊4日以内

(5) 体育科・保健体育科の授業の充実

➤ D○スポーツ指導者招へい事業

① 目 的

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にプロのスポーツ選手や競技経験者等を招き、運動やスポーツに興味・関心を持たせる直接指導を受けることにより体力の向上や競技力の向上を図り、生涯にわたって運動を実践していくための基礎を培う。

② 対象

市立小学校、市立中学校、広島特別支援学校小学部
沼田高等学校・普通科体育コース

③ 招へい数

小学校（81校）
沼田高等学校・普通科体育コース 年間105時間

④ 指導者

プロのスポーツ選手や競技経験者

2 保健・安全教育の充実

(1) 各種研修会の開催

➤ 学校保健研修（第1日）

【講演】「学校における救急処置に求められるもの」

講師：岡山大学大学院教育学研究科 教授 三村 由香里

【報告】「広島市の学校管理下における救急搬送事案について」

担当：健康教育課 指導主事

- ① 開催日 令和5年9月1日（金）
- ② 開催場所 市役所2階講堂
- ③ 対象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 学校保健研修（第2日）

【講演】「現代的な健康課題を乗り越える力を育む保健教育の推進」

講師：筑波大学 名誉教授 野津 有司

- ① 開催日 令和5年10月20日（金）
- ② 開催場所 市役所2階講堂
- ③ 対象 市立学校の養護教諭

➤ 学校保健研修（第3日）

【講演】「学校で管理が必要な腎臓疾患について」

講師：県立広島病院小児腎臓科 主任部長 大田 敏之

【講演】「学校心臓検診の実際」

講師：もり小児科 副院長 木下 義久

- ① 開催日 令和6年1月26日（金）
- ② 開催場所 市役所2階講堂
- ③ 対象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 新規採用養護教諭研修

新任養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

- ① 実施時期 実施計画に基づいて令和5年度中に実施
- ② 開催場所 市教育センター ほか
- ③ 対象 市立学校の新規採用養護教諭

➤ 中堅養護教諭資質向上研修

養護教諭等として在職期間が10年に達した者に対して、個々の能力、適性等に応じて研修を実施し、養護教諭としての専門的知識・技術を高めるとともに、その資質の向上を図る。

第2章 学校教育

- ① 実施時期 実施計画に基づいて令和5年度中に実施
- ② 開催場所 市教育センター ほか
- ③ 対 象 養護教諭等として在職期間が10年に達した者

➤ 子どもの安全に係る研修

学校における災害対応のポイントや実践上の課題とその解決方法等を学び、子どもの安全に係る必要な力量を高める。

- ① 実施時期 令和5年5月18日（木）～6月9日（金）
- ② 開催場所 各幼稚園又は各学校（広島市教育センターサイト上でのWeb受講）
- ③ 対 象 全園長及び全学校長

➤ 学校安全担当者研修

幼児児童生徒の発達段階を踏まえた安全教育の在り方、学校安全の3つの領域（生活安全、交通安全、災害安全）に関する基礎知識及び事前の安全管理等について学び、安全教育の推進に係る必要な力量を高める。（令和4年度までは、防災教育、防犯教室及び不審者対応に係る研修を個別に開催してきたが、交通安全も含めた学校安全全般に関する研修として実施）

- ① 実施時期 令和5年7月28日（金）・31日（月）
- ② 開催場所 広島市東区地域福祉センター
- ③ 対 象 幼稚園・学校の安全担当者

(2) 保健・安全対策の充実

➤ 学校安全

各学校で、年間の学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全に関する安全管理、安全教育、組織活動）を作成し、組織的、計画的に学校安全活動を実施している。

➤ 学校保健

各学校で、児童生徒や教職員の健康の保持増進を図ることを目的として、年間の学校保健計画（保健管理、保健教育、組織活動等）を作成し、組織的、計画的に学校保健活動を実施している。

➤ 保健・安全教育

各学校で、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう、教科及び特別活動などにおいて、歯・口の健康づくり、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、安全教育などを計画的に実施している。

(3) 安全点検、環境衛生検査等の徹底

➤ 安全点検

各学校で、広島市立学校安全点検実施要領に基づき、学校の施設、設備の安全点検を行うことにより、安全管理の徹底に努めている。

➤ 学校環境衛生検査

各学校では、学校保健安全法及び「学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）」（文部科学省）に基づき、学校薬剤師の協力のもと、環境衛生検査を実施し、学校の環境衛生の保持に努めている。

Ⅲ 学校給食

(1) 学校給食の意義・役割

① 意義（学校給食法第1条）

児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

② 目標（学校給食法第2条）

- ・ 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- ・ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- ・ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- ・ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- ・ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

(2) 学校給食の実施状況

小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校の計 206 校において、次のいずれかの方式により完全給食を実施している（令和5年9月1日時点）。

※ 完全給食：給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずの給食

① 自校調理方式（小学校 117 校、中学校 16 校、特別支援学校 1 校）

学校の調理施設において調理した給食を、児童生徒全員に提供する方式
（近隣又は隣接する学校の調理施設において調理する親子方式の学校を含む。）

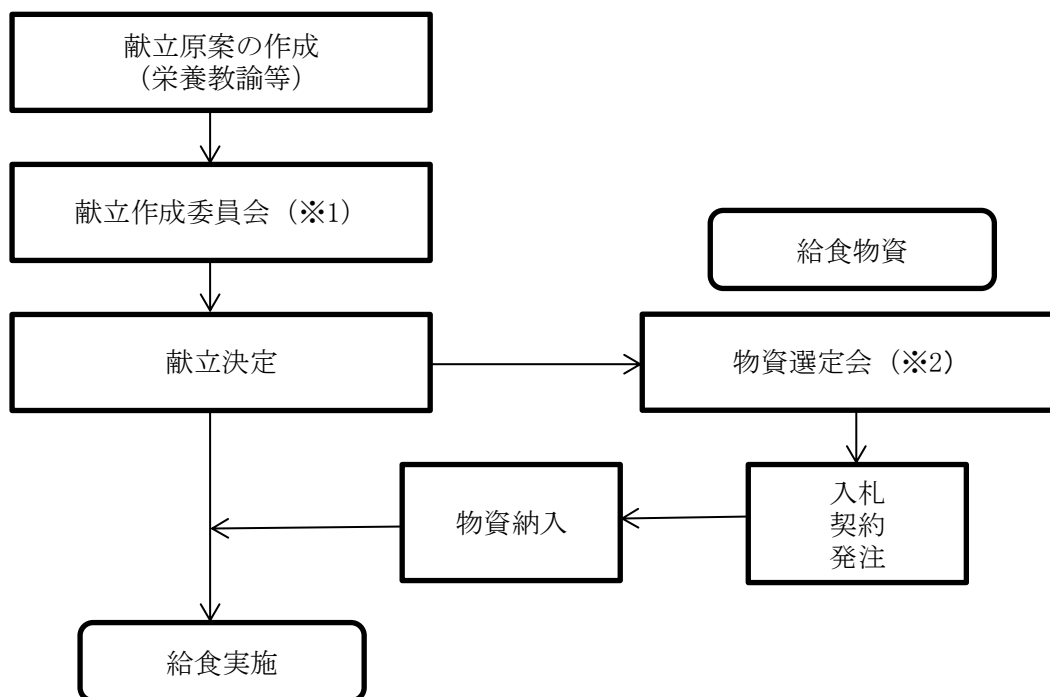
② センター方式（小学校 24 校、中学校 24 校）

地域の学校給食センター等で複数校分をまとめて調理した給食を、各学校に配送して児童生徒全員に提供する方式

③ 選択制のデリバリー方式（中学校 23 校、中等教育学校 1 校）

民間調理施設で調理したものをランチボックスで提供する給食と、家庭から持参する弁当を選択する方式

(3) 学校給食が実施されるまで



※1 献立作成委員会

自校調理方式、センター調理方式、民間調理委託（デリバリー給食）方式の各方式別に設置した委員会を年3回ずつ開催し、栄養教諭等が作成した献立原案を、栄養価、衛生面、調理作業面、食育面などから審査し、学校給食の献立として決定している。

様々な視点から審査するため、学校長、給食担当教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員、学校給食センター職員、調理委託業者、PTA役員、一般財団法人広島市学校給食会職員で委員会を構成している。

※2 物資選定会

一般財団法人広島市学校給食会では、毎月物資選定会を開催し、事前に適正な業者として登録を受けた納入業者から提出された品物を、「学校給食用食品の規格・品質表」に合致しているか審査している。

(4) 学校給食費

学校給食に係る経費のうち、本市が調理に伴う人件費や光熱水費、施設整備費、食器などの消耗品費等を負担し、残る食材料費を学校給食費として保護者の負担としている。

【令和5年度の1食当たりの学校給食費（保護者負担費用）】

小学校・特別支援学校小学部 250円

中学校・中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部・特別支援学校高等部 300円

IV 学校の管理運営

1 学校の休業日、授業料・受講料、聴講料、入学者選抜料、入学料

(1) 休業日

① 各学校共通（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 教育委員会が特にその必要を認め臨時に休業と定める日

② その他の休業日

区分	学年始休業日	夏季休業日	冬季休業日	学年末休業日	その他
幼稚園	4月1日～ 4月7日	7月20日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	園長が必要と認める日
小学校 中学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	—
高等学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	校長が必要と認める日
中等教育学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	
特別支援学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	

※ 教育上必要があると各園長・校長が認める場合、その他特別の事情があるときは、休業日を変更することがある。

(2) 授業料・受講料（高等学校等就学支援金制度の対象とならない場合等に徴収）

① 高等学校

- ・ 全日制の課程
月額：9,900円
- ・ 広島みらい創生高等学校
平日登校コース（定時制の課程） 1単位につき：1,740円
通信教育コース（通信制の課程） 1単位につき：330円

② 中等教育学校の後期課程

月額：9,900円

(3) 聴講料

高等学校の定時制の課程等の特定の科目を聴講する場合に徴収

- ・ 広島みらい創生高等学校
平日登校コース（定時制の課程） 1単位につき 1,740円
通信教育コース（通信制の課程） 1単位につき 330円

(4) 入学者選抜料

- ① 高等学校
 - ・ 全日制の課程 2,200 円
 - ・ 広島みらい創生高等学校 950 円
- ② 中等教育学校 2,200 円

(5) 入学料

- ① 高等学校
 - ・ 全日制の課程 5,650 円
 - ・ 広島みらい創生高等学校 1,100 円
- ② 中等教育学校の後期課程 5,650 円

2 指定学校変更許可基準

学年の中途に転居の予定がある場合など、以下の「指定学校変更許可基準」に該当する場合は、指定された小・中学校の変更を許可する。

- ・ おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合
- ・ 学年の始業の日以降に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合
- ・ 下校後保護者が勤務等の関係で不在のため、保護者に代わって児童を保護する者（保護責任者）がいる学区の小学校への通学を希望する場合
- ・ 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合
- ・ 院内学級（※1）設置病院へ入院し、院内学級への入級が適当な場合
（※1）院内学級：一部の病院内に設置された入院中の小・中学生のための学級
- ・ 指定学校変更許可区域（※2）に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合
（※2）指定学校変更許可区域：学区の境界付近で町内会活動などの理由から設けられた一部の地域
- ・ いじめ、不登校又は身体的理由等やむを得ない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合
- ・ 過大規模校が指定学校で、その隣接校への入学を希望する場合
- ・ 「いきいき体験オープンスクール」の決定を受けて就学を希望する場合、又は小中一貫教育校へ就学を希望する場合

V 就学援助

経済的な理由によって就学に支障を来すことのないよう、児童・生徒の保護者に対して、学校で必要な学用品などの経費について援助する。

【就学援助の受給者数等】

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (予算)
受給者数	広島市立	23,429 人	22,873 人	20,833 人	21,370 人
	国立・県立・私立	359 人	377 人	357 人	342 人
	合 計	23,788 人	23,250 人	21,190 人	21,712 人
経過措置(※)対象者数		—	—	823 人	984 人
支給額	広島市立	16 億 9,081 万 1 千円	18 億 2,906 万 2 千円	17 億 5,334 万 2 千円	17 億 6,171 万 5 千円
	国立・県立・私立	1,420 万 2 千円	1,507 万 1 千円	1,648 万 6 千円	1,528 万円
	合 計	17 億 501 万 3 千円	18 億 4,413 万 3 千円	17 億 6,982 万 8 千円 (経過措置対象者含む)	17 億 7,699 万 5 千円 (経過措置対象者含む)
認定率 (広島市立)		25.0%	24.5%	22.6% (経過措置対象者除く)	23.6% (経過措置対象者除く)

※ 令和4年度からの見直し後の認定基準の適用により、令和3年度に就学援助を受けていた世帯が就学援助を受けられなくなることがあった場合には、見直し前の認定基準により認定を行い、段階的に就学援助費を減額して支給している。

VI 私立学校への助成

私立学校の果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者負担の軽減等、私立学校の振興などを目的として、以下のような助成を行っている。

(1) 私立中学校

- ① 対象校 11校
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費

(2) 私立高等学校

- ① 対象校 21校
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費
 - ・部活動の全国、中国大会への出場における生徒引率旅費、指導者招へいに要する経費及び指導教員の研修に係る経費

(3) 私立幼稚園

- ① 対象園 89園
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費
 - ・日本私立学校振興・共済事業団等からの施設整備資金借入金の利子の支払に要する経費

(4) 外国人学校

- ① 対象校 1校
- ② 対象経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費

I 家庭・学校・地域社会における青少年の育成・成長支援の推進

1 青少年をはぐくむ地域づくりの推進

(1) 青少年健全育成連絡協議会等の関係団体の活動支援

家庭、学校、地域全体で子どもたちを支えはぐくんでいくことは、今後ますます重要であり、引き続き、青少年健全育成連絡協議会、PTA、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。

(2) 少年団体活動の推進

少年期から異年齢集団に加わり、仲間とともに団体活動の体験をすることは、少年の豊かな人間形成を図るうえで重要な意味を持っている。

少年団体には、地域社会を活動の拠点とする子ども会と、ボーイスカウトやガールスカウトなどのように、それぞれ団体固有の目的を持って独自の活動を行うものがある。

少年期の団体活動の重要性に鑑み、少年の健全育成の観点から、これら少年団体の活動を支援するとともに、指導者の養成に努める。

① 団体活動の援助

各種少年団体の求めに応じて、団体の運営や事業実施に当たっての指導・助言を行う。

② 指導者・リーダーの育成

各青少年教育施設において少年団体指導者、子ども会育成指導者、レクリエーションリーダー・ジュニアリーダー等の育成と資質向上を図るため、各種の研修会・講習会を開催する。

③ 子ども会育成指導員

各小学校区で原則2名に子ども会育成指導員を依頼し、家庭・学校・地域社会の連携を深めながら、地域の子どもの健全育成を図る。

ア 職務

- ・ 子ども会活動の連絡調整
- ・ 子ども会に対する指導助言
- ・ 学区内関係団体との連絡調整
- ・ 学校体育施設開放時の指導助言
- ・ その他、少年教育の振興

イ 指導員数

93学区 174人（令和5年9月現在）

(3) 青年団体活動の推進

団体活動を行い、多くの仲間と接することで、他人の良さを認め、自己を知ることができる。孤立しやすい青年期の団体活動は、特に重要である。

青年の豊かな人格形成をめざして充実した青年活動を促進するとともに、コミュニティづくりのため、青年の地域活動への参加を促していく必要がある。

こうした観点から青年団体・グループの活動を援助するとともに、リーダーの養成に努める。

① 団体活動の援助

各種の青年団体の求めに応じて、団体の運営や事業実施にあたって指導・助言を行う。

② リーダーの養成

青少年センターなどの青少年教育施設において、青年リーダー、レクリエーションリーダー等の養成を図るための研修会を開催する。

③ グループ・サークル活動の奨励と育成

青年の多様な学習要求に対応するため各青少年教育施設において、青年の自主的なグループ・サークル活動を支援する。

(4) 「こども110番の家」の設置推進

市民総ぐるみで子どもたちの安全を確保し、より良好な地域環境をつくるため、「こども110番の家」を設置し、地域全体で温かく子どもたちを見守る運動を進めており、12,437か所（令和5年8月末現在）設置されている。

(5) 青少年健全育成の市民啓発と活動の推進

青少年の健全育成を広く市民に啓発し、健全育成活動への参加を促進するため、次の施策を実施する。

・青少年によい環境をあたえる運動（7月）

・青少年健全育成強調月間（11月）

青少年健全育成市民大会の開催

区青少年健全育成大会の開催

・「青少年からのメッセージ」の募集

2 子どもの遊び場と居場所づくりの推進

異年齢集団や自然の中での様々な体験は、心豊かでたくましい青少年をはぐくむうえで必要かつ有効であることから、こうした機会の提供を進めていく。

(1) 児童館

児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、121館（令和5年5月1日現在）を整備している。

① 事業内容

遊戯室・図書室・工作室などを備え、遊具やボールを使った遊び、季節行事やスポーツ行事などを実施する。

② 対象

小・中学生、乳幼児（保護者同伴）、児童健全育成団体等

③ 開館時間

- ・月～金曜日：午後1時～午後6時30分
- ・土曜日：午前10時～午後5時、
- ・長期休業中等学校休業日：正午～午後6時30分

④ 休館日

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日及び3日、12月29日～31日

(2) 放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に児童館や小学校の教室などにおいて、広島市放課後児童クラブを277クラス（令和5年5月1日現在）で実施している。

また本市補助制度による民間放課後児童クラブを85クラス（令和5年5月1日現在）で実施している。

① 開設時間

- ・月～金曜日：午後1時～午後6時30分
- ・土曜日：午前8時30分～午後5時
- ・長期休業中等学校休業日（※）：午前8時30分～午後6時30分

（※）夏休みなどの長期休業中（土曜日を除く）に限り、希望者を対象として朝の開設時間の延長（午前8時～午前8時30分）を有料で実施している。

② 休所日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・1月2日～4日
- ・広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日
- ・12月29日～31日

(3) 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区において、放課後等の小学校施設等を利用して、地域の大人の見守りにより安全な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を推進することを目的に、放課後プレイスクール事業を5小学校区（令和5年4月1日現在）で実施している。

また、放課後等において、小学校の余裕教室等を活用して、地域との連携・協働による学習支援や様々な体験・交流活動など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後子供教室を1小学校区（令和5年4月1日現在）で実施している。

(4) ちびっこ広場

街区公園や近隣公園、学校の体育施設開放事業を補い、遊びを通して幼児及び小学校低学年児童の心身の健全な発達を図ることを目的として、ちびっこ広場を整備している。このちびっこ広場は、本市が公有空閑地を利用して直接整備するものと、社会福祉協議会が民有空閑地にフェンス等を整備助成し、遊具を貸与したものがある。

【ちびっこ広場設置数(令和5年4月1日現在)】

本市所管：124 か所

社会福祉協議会所管：45 か所

(5) 広島っ子わくわくホリデー事業

土・日曜日や祝日等を実施される子どもと保護者を対象とする体験活動などの情報をホームページにより提供する。

II 青少年問題の解決に向けた取組の推進

1 不登校児童生徒数・いじめの認知件数

【市立学校における不登校児童生徒数（30日以上）】

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
人数	1,042	1,019	1,034	1,006	998	1,189	1,417	1,907	2,162	2,755	3,489

※小・中学校・高等学校・中等教育学校の人数

【市立学校におけるいじめの認知件数】

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	574	262	679	576	1,029	2,087	4,459	4,725	3,620	3,751	3,927

※小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の件数

<参考>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条（平成25年9月28日施行））

2 いじめに関する総合対策

平成30年12月に示された「広島市いじめ防止対策推進審議会」の答申を踏まえ、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持して、児童生徒の変化に気付くことができるよう個々の教職員の感度を高め、「いじめ見逃しゼロ」を目指すとともに、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「認知したいじめへの適切な対応」、「教職員の資質能力の向上」、「関係機関との連携」の五つの柱の取組を着実に進める。

➤ いじめの未然防止

- ① 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成
 - ・ 「特別の教科 道徳」を含む各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。
- ② 自ら善悪を判断し行動する力の育成
 - ・ いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を解決する主体的な児童会、生徒会活動の充実を図る。
 - ・ 総合的な学習や特別活動などの時間の学習を通して、児童生徒が対人関係を円滑にするためのスキル教育の実施によるコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

- ③ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成
 - ・ 家庭、地域と学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめ防止に向けた市民参加の取組を促進することにより、「いじめを生まない支持的風土」を醸成する。

➤ いじめの早期発見

- ④ 早期発見・早期対応の強化
 - ・ 早期発見・早期対応に向け、各学校における生徒指導体制を強化する。
 - ・ 早期発見のために、市ホームページ上に「子どものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。
 - ・ 近年深刻化しているネット上のいじめの発見に向けた体制を整備する。

➤ 認知したいじめへの適切な対応

- ⑤ 専門家や関係機関との連携
 - ・ 心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、元警察官である生徒指導支援員を配置し、必要に応じて連携を図ることにより、いじめへの適切な対応に資する。

➤ 教職員の資質能力の向上

- ⑥ 研修による教職員の資質能力の向上
 - ・ いじめの問題をはじめとして、多様な問題が生じる教育現場には、教職員間の適切な連携による組織としての力量の向上が大切であるため、研修を通じて教職員の資質能力の向上を図る。

➤ 関係機関との連携

- ⑦ いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の強化
 - ・ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を強化する。
 - ・ 「少年サポートセンターひろしま」や「児童相談所」と情報交換や対応方針などの協議を行い児童生徒及び保護者への支援の在り方等について連携を図る。
 - ・ 本市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。

3 総合的な相談体制の整備・充実

(1) 青少年総合相談センター等の整備

非行・いじめ・不登校など、青少年を取り巻く状況は深刻化しており、家庭・学校・地域社会・行政が一体となり課題を共有化し、ともにその機能を発揮して青少年問題の解決にあたることが重要である。こうしたことから、平成11年4月、青少年問題への対応・相談機能を一元化した「青少年総合相談センター」を開設し、家庭・学校・地域社会が一体となった育成・成長支援の推進を図っている。

第3章 青少年の育成・成長支援

さらに平成15年5月、「暴走族加入防止・離脱相談センター（現暴走族・少年非行防止相談センター）」を開設するとともに、平成27年4月、教育委員会職員、広島県警察職員が常駐し、連携して少年相談等を行う「少年サポートセンターひろしま」を開設し、センターの相談機能の充実を図っている。

(2) 青少年の総合相談

青少年総合相談センターにおいて、幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題などあらゆる相談に専門の相談員が対応している。

① 青少年相談

不登校、ひきこもり、進路、友達関係、子育て、子どもへの関わり方などについての相談

② いじめ110番

「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どものSOS」に関する相談

③ 障害のある子どもについての就学・教育相談

障害のある幼児児童生徒の就学や教育上の諸課題についての相談を青少年総合相談センターと市児童総合相談センター内の分室で行う。

【青少年相談・いじめ110番件数】

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	
件数	電話	1,588	2,246	1,901	1,784	1,647	1,819	1,809	2,313	4,026	4,668	5,264	4,054
	面接	1,822	1,513	1,094	1,123	1,121	1,094	852	782	1,086	675	771	643
	合計	3,410	3,759	2,995	2,907	2,768	2,913	2,661	3,095	5,112	5,343	6,035	4,697

【障害のある子どもについての就学・教育相談】

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
件数	3,533	3,581	3,789	3,925	4,522	4,211	4,495	4,518	5,030	4,631	5,030	5,427

(3) スクールカウンセラーの配置

全ての市立学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言を行う。

(4) スクールソーシャルワーカーの配置

拠点校に、スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭・地域といった児童生徒を取り巻く環境に働きかけるなどの支援を行う。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施

- 不登校・不登校傾向の児童生徒への早期対応に努めるとともに、いじめ等に関する緊急的な対応を行うなど、児童生徒の個々の状態に応じたより一層きめ細やかな支援を実施する。

第3章 青少年の育成・成長支援

- ・ ふれあいひろば推進員が、校内において、担任等と連携しながら、不登校・不登校傾向の児童生徒に対して、相談活動等の支援を行うとともに、児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒や保護者の相談に応じる。

(2) 「ふれあい教室」の運営

不登校児童生徒の社会的自立を目的として、市内5か所で運営している。

名 称	場 所
ふれあい教室 ・ 中	市役所北庁舎別館内
ふれあい教室 ・ 北	安佐北区総合福祉センター内
ふれあい教室 ・ 西	佐伯区役所内
ふれあい教室 ・ 東	こども療育センター愛育園内
ふれあい教室・安佐南	安佐南区役所祇園出張所内

(3) 学校問題解決支援事業の実施

生徒指導支援員を学校に派遣し、問題行動等を起こす児童生徒や学校への支援を実施する。

5 家庭・学校・地域社会が連携した取組の推進

(1) 非行防止活動（環境点検・補導活動）

各地区の青少年指導員743人（令和5年3月31日現在）が地域の実状に応じて、自主的計画により地域内を巡回し、問題行為少年の早期発見、早期指導に努めるとともに、地域環境の点検・浄化活動を行う。

【地区補導実施状況】

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
指導員設置地区数	133地区	133地区	133地区	133地区	133地区	130地区	129地区
実施回数	3,313回	3,326回	3,279回	3,279回	2,807回	2,823回	3,090回
従事指導員延べ数	17,166人	17,083人	16,939人	16,846人	14,512人	14,618人	16,167人
補導少年数	1,892人	1,502人	1,112人	886人	581人	532人	531人
環境点検総数	43,477件	41,976件	42,364件	40,486件	35,256件	34,083件	36,494件

(2) 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進事業

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、電子メディアの長時間の使用が基本的な生活習慣の形成を阻害したり、インターネットが犯罪に巻き込まれるきっかけになったりするなど大きな問題を生み出しており、テレビ、インターネット、スマートフォンなど電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりが重要な課題となっている。

このため、本市では、「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を平成20年3月に制定し、同年7月1日に施行した。

また、近年のスマートフォンを始めとするインターネット接続機器の急速な普及やこれに伴うインターネット利用の急増など、青少年を取り巻く電子メディア環境の急激な変化を踏まえ、条例に基づく「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準」を平成25年8月1日に改正した。

前述の条例に基づき、保護者、学校等、市民、事業者と連携した取組を推進する。

【主な実施事業】

- ・ スマートフォン等の“10^{テン}オフ運動”の推進
- ・ #電子メディアチャレンジ強化週間の実施（未就学児とその家族対象）
- ・ 電子メディア・インストラクター養成講座の実施
- ・ 電子メディアに関する講習会の開催
- ・ SNSに関する研修会の開催
- ・ 電子メディア啓発動画等コンテストの実施

6 ひきこもりがちな青少年への支援

青少年の自立支援事業

ひきこもりがちな青少年に対し、小規模作業所等における就労体験やボランティア体験等への参加を支援することにより、精神的・経済的な自立を促進する。

Ⅲ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進

警察、学校、地域団体及び保護者等と連携し、暴走族等への加入防止や非行少年等の立ち直り支援などに取り組むことにより、青少年の健全な育成を図る。

1 非行少年の検挙・補導状況

広島市域の非行少年の検挙・補導状況は、令和4年は406人で、前年に比べ76人、23.0%増加している。検挙・補導した少年のうち小学生以下が25.6%、中学生が29.1%を占め、非行総数の54.7%を占めている。

区 分		H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
総 数		731	627	458	431	369	330	406
内 訳 (人)	刑法犯少年	641	549	401	370	310	264	334
	特別法犯少年	81	72	57	60	59	65	71
	ぐ犯少年	9	6	0	1	0	1	1

〈凡例〉

刑法犯少年：刑法（暴力行為等処罰ニ関スル法律などの特別刑法を含む。）に定める罪を犯した犯罪少年と、刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

特別法犯少年：刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。ただし、この資料では交通関係法令違反を除いている。

ぐ犯少年：次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする^{おそれ}のある少年をいう。

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

（出典：広島県警察本部資料）

2 「少年サポートセンターひろしま」の運営

教育委員会と県警察が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に市役所北庁舎別館内に設置した教育委員会職員と警察官等が常駐する少年サポートセンターひろしまを活動拠点として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

(1) 教育委員会・県警察連携事業

① 少年相談・立ち直り支援

電話や面会等により受け付けた相談事案について、事件性や非行の程度に応じ、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行う。

また、相談内容を分析し、特定の問題（性非行、万引き、ネット依存）についての問題別思春期セミナーを開催する。

② 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力補充を行うとともに、学習への意欲の向上を図るため、大学生を始めとするボランティアの協力も得ながら個別の学習支援を行う。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とした体験活動を実施する。

③ 生徒指導上の課題を抱える学校への支援

県警察スクールサポーターとして指定された自立支援主任相談員等を中学校等に派遣し、非行防止や学校支援に取り組む。

④ 街頭補導活動

教育委員会職員及び広島校外教育連盟職員による合同街頭補導活動や、青少年指導員による街頭補導活動を行い、問題行為少年の早期発見及び早期指導により、少年の非行防止に取り組む。

(2) 教育委員会単独事業

① ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せ専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、暴走行為など犯罪性のある情報については、県警察に通報するなど、迅速かつ適切に対応する。

② 少年非行対策セミナー

少年の非行問題などに関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの重要性についての市民意識の醸成を図る。

IV 青少年の自己実現と社会の担い手づくりにつながる社会参加活動の推進

1 協働の理念に基づくまちづくり活動の推進

令和6年二十歳を祝うつどいの実施

① 目的

20歳という人生の節目を迎える青年を祝福するとともに、成人としての意識をさらに高め、その自覚と責任において社会に貢献することを促す。

② 対象

平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた広島市民

《対象者数》

11,852人

③ 実施日時・場所

令和6年1月8日（成人の日） 10:00～14:00

広島サンプラザホール及びその周辺

④ 内容

部	式典		同窓広場・サブホールイベント	対象
	開場	時間		
第1部	10:00	10:30～11:30	10:00～14:00	西区・安佐南区・佐伯区
第2部	12:00	12:30～13:30		中区・東区・南区・安佐北区・安芸区

式典の様子等を広島市公式YouTubeチャンネルで配信（令和6年3月31日まで）

2 青少年の多様な社会参加の推進

(1) 広島・長崎市児童生徒平和のつどい

被爆都市である両市の児童生徒が相互に訪問し合い、平和学習を通じて平和意識の高揚を図るとともに、世界恒久平和の実現に貢献する意欲と態度を育む。また、集団生活や体験学習を通じて、友情と親睦を深めるとともに、自主性や社会性を育てる。さらに、青少年リーダーとしての指導力や実践力を養う。

【令和5年度の実施状況】

開催日時：令和5年8月3日（木）～5日（土）

開催方法：広島市で開催（長崎市の児童生徒が広島市を訪問）

参加者：広島市 45人 [児童・生徒（小学生・中学生）21人、シニアリーダー（高校生）5人、指導者19人]

長崎市 34人 [児童・生徒（小学生・中学生）15人、シニアリーダー（高校生）9人、指導者10人]

内容：三滝少年自然の家での宿泊研修、平和学習、平和記念資料館見学等

(2) 姉妹・友好都市等青少年国際交流事業

海外への派遣や、海外からの受入れを通じて、幅広い国際的視野と豊かな国際感覚を持つ青少年の育成に取り組む。

① 青少年国際平和未来会議の開催

本市の姉妹・友好都市等世界の国々の青少年と本市の青少年が互いに世界平和について考え、意見を交換しあうことにより、友情と相互理解を深める。また、会議の参加者が、広く世界の国々の次代を担う青少年に核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」を伝え、世界平和への意識を高めていくことを通じて、グローバル人材として活躍していくことを目指す。

【令和5年度の実施状況】

開催期間：令和5年5月20日（土）～29日（月）（10日間）

開催場所：ハノーバー市内（ドイツ）

参加者：広島市7人[指導者2人、青少年5人]

姉妹友好都市等7都市28人[指導者5人、青少年23人]

（ハノーバー市、バンコク都、ブランタイア市、ブリストル市、ライプツィヒ市、ポズナン市、ルーアン市）

内容：グループディスカッション、市長訪問、講義、ディベート練習、関係団体との交流等

② 広島市・大邱広域市青少年交流事業

広島市の青少年が姉妹都市である韓国大邱広域市の青少年との交流を行うことにより、本市と大邱広域市の青少年の相互の友情を深めるとともに、青少年の世界平和への意識を高める。

【令和5年度の実施状況】

開催日時：令和5年8月11日（金）～14日（月）（4日間）

参加者：広島市16人（中学生4人、高校生12人）

大邱広域市16人（中学生10人、高校生6人）

開催場所：大邱広域市（大韓民国）

内容：「国際青少年デー(International Youth Day)」記念イベントに参加、韓国伝統文化体験、韓国産業見学、意見交換など